

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則（平成二十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第一条・第二条関係）		別表（第一条・第二条関係）	
名称	委員の定数	名称	委員の定数
(略)	(略)	広島県総務局白崎海岸分譲地公募型プロポーザル選定委員会	(略)
広島県総務局白崎海岸分譲地公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内	広島県健康福祉局子育て・少子化支援施策公募型プロポーザル選定委員会	五人以内
(略)	(略)	広島県健康福祉局原爆被爆者健康管理推進特別事業公募型プロポーザル選定委員会	(略)
(略)	(略)	広島県健康福祉局治療等広報施策公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内
(略)	(略)	広島県商工労働局働く女性応援施策公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。